

山梨県公報

号外第十六号

令和元年

七月二十二日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する
規則 ……一

規 則

山梨県規則第七号

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年七月二十二日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(第二十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。
別表(第三条関係)

入院者等の市町村民税の所得割の額を 合算した額	一人当たりの月割徴収額
五十六万四千円以下の場合	〇円
五十六万四千円を超える場合	二万円(措置入院に要した医療費の額から他の法律により給付を受けることができる額を控除して得た額が二万円に満たない場合にあつてはその額、災害、疾病その他やむを得ない理由がある場合にあっては二万円を超えない範囲内において 知事が定める額)

備考

一 「入院者等の市町村民税の所得割の額を合算した額」とは、入院者(法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者をいう。以下同じ。)並びにその配偶者及び当該入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百七十七条第一項の直系血族及び兄弟姉妹をいう。次号ロ及びハにおいて同じ。)について、入院のあつた月の属する年度分(当該入院のあつた月が四月から六月までの場合にあっては、前年度分)の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。次号ハ(1)において同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。次号において「所得割」という。)の額を合算した額をいう。

二 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによるものとする。

イ 地方税法等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第四号)第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第八号に規定する扶養親族(十六歳未満の者に限る。以下このイにおいて「扶養親族」という。)及び同法第三百十四条の二第一項第十一号に規定する特定扶養親族(十九歳未満の者に限る。以下このイにおいて「特定扶養親族」という。)があるときは、同法第三百十四条の二第二項第十一号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

ロ 当該入院者又はその配偶者若しくは当該入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が指定都市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下このロにおいて同じ。)の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

ハ 当該入院者又はその配偶者若しくは当該入院者と生計を一にする絶対的扶養義務者が地方税法第二百九十二条第一項第十一号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定

めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第十二号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次に掲げる場合に应じ、それぞれ次に定めるところによるものとする。

(1) 地方税法第二百九十五条第一項(第二号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合 所得割の額は、零とする。

(2) (1)に該当しない者である場合 地方税法第三百十四条の二第一項第八号に規定する額(同条第三項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第三百十四条の三第一項に規定する率を乗じて得た額を所得割の額から控除するものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和元年六月一日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の別表の規定は、令和元年六月以後の月分の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号。次項及び附則第四項において「法」という。)第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者の入院に要する費用(次項及び附則第四項において「入院費用」という。)の徴収について適用する。

3 令和元年六月一日において現に法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させている精神障害者の当該入院費用であつて、同年五月分の当該入院費用の徴収額が零であり、かつ、改正後の別表の規定による同年六月以後の月分の当該入院費用の徴収額が零を超えることとなるものに係る当該入院費用の徴収については、前項の規定にかかわらず、改正前の別表の規定を適用する。ただし、改正前の別表の規定による当該入院費用の徴収額が零を超えることとなつた月の翌月以後の月分の当該入院費用の徴収については、この限りでない。

4 令和元年六月一日からこの規則の施行の日の前日までの間に法第二十九条第一項及び第二十九条の二第一項の規定により入院させた精神障害者であつて、改正後の別表の規定を適用した場合における当該入院費用の徴収額が改正前の別表の規定を適用した場合における当該入院費用の徴収額を超えることとなる月分があるものに係る令和

元年六月一日からこの規則の施行の日の前日までの間の当該入院費用の徴収(改正後の別表の規定を適用した場合における当該入院費用の徴収額が改正前の別表の規定を適用した場合における当該入院費用の徴収額を超えることとなる月分に限る。)については、附則第一項の規定にかかわらず、改正前の別表の規定を適用する。